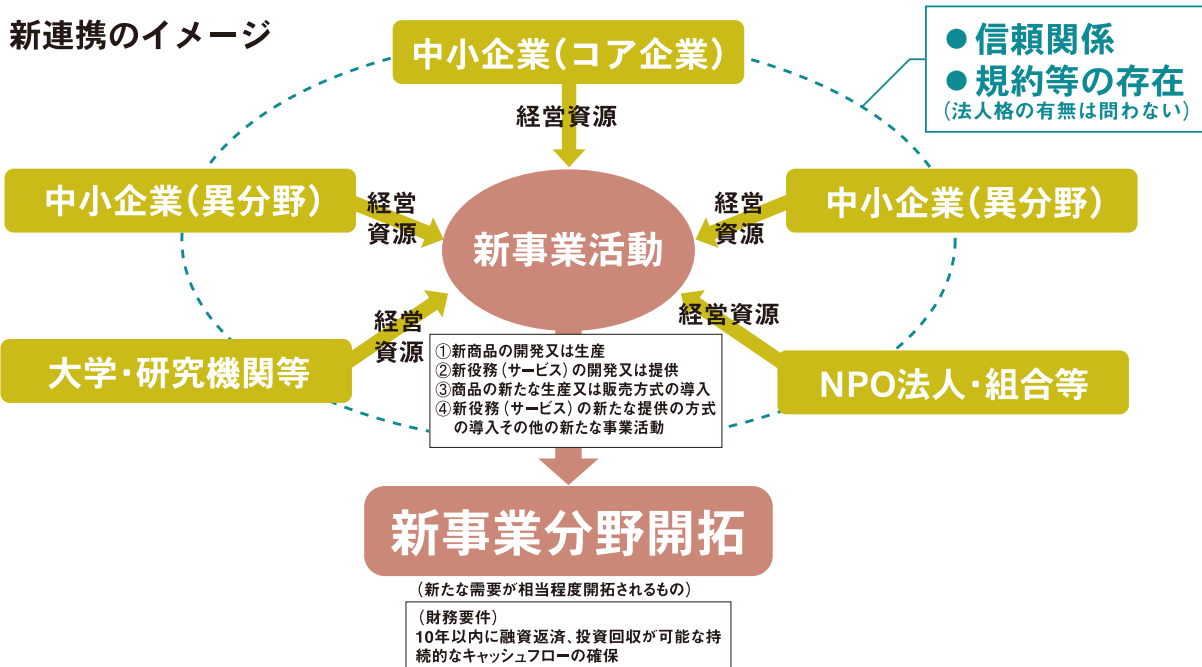


中小企業の異業種同士による「新連携事業」も国がサポート!

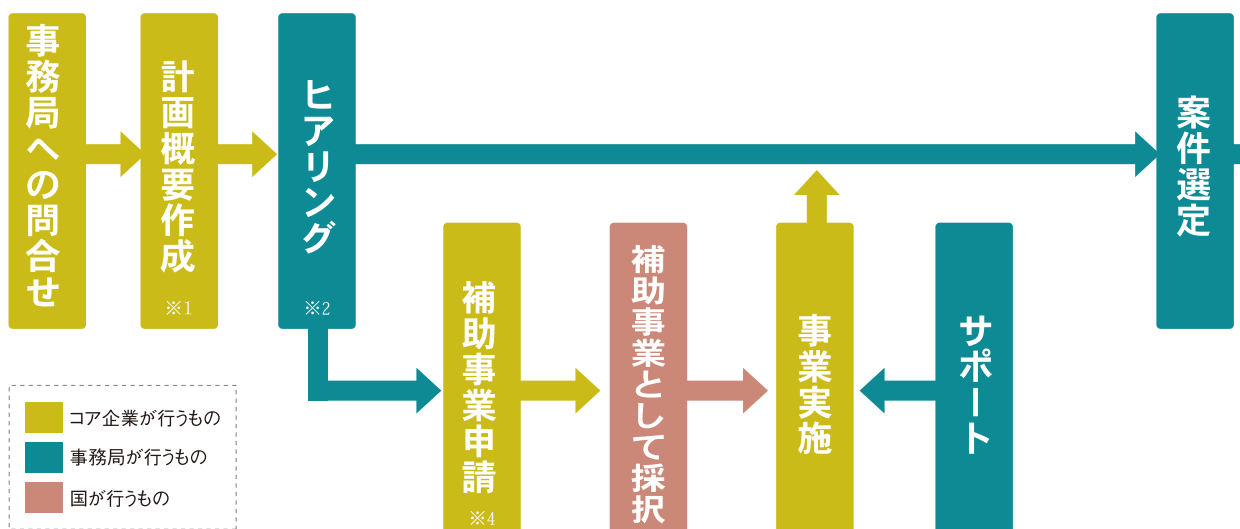
1 新連携事業とは

中小企業新事業活動促進法における正式名称は『異分野連携新事業分野開拓』といいます。2社以上の異分野の中小企業等が連携・協力し、それぞれの経営資源や強みを有効に組み合わせて新しい事業分野を開拓する活動のことです。「新連携事業の支援」とは、その活動に対し国が支援するという制度です。

- 新連携とは**
- ① 異分野の事業者によるもの
 - ② 有機的な連携である (コア企業、規約等の存在)
 - ③ 経営資源の有効な組み合わせによる新事業活動
 - ④ ①～③による新事業分野開拓



2 新連携事業支援の流れ



3 新連携事業8つの要件

異分野連携 であること	異なる業種(日本標準産業分類4桁分類で判断)に属しているものを指します。ただし、同分類に属しているものであっても、連携事業を行うために持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合は「異分野」と判断可能です。
新事業活動 であること	以下のいずれかに該当する必要があります。①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 ※当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等、完成品の販路開拓のみ及び研究開発にとどまる事業は対象外となります。
販売につながる 事業であること	新事業活動によって、市場において事業を成立させる、つまり「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ蓋然性が高く、継続的に成長を遂げられることが求められます。
経営的安定性 (財務面)	当該事業により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストを勘定し、一定の利益をあげることが要件となります。
中核となる 中小企業の存在	連携体の各メンバーが一体的に活動するため、連携内においてリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる中小企業(コア企業)が必要です。
中小企業の 主体的参画	2社以上の中小企業の参加が必要であり、他に大企業や大学、研究機関、NPO、組合等をメンバーに加えることも可能ですが、参加する営利企業のうち中小企業の貢献度合いが半分以上の場合は対象外となります。
参加事業者間での 規約等の存在	当事業者間の規約等を策定し、工程管理や品質管理が統一的に行えるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方等を明確化し、市場から信用される体制を構築することが必要です。
提供される経営資源の 内容と組み合わせ	連携事業に参加する各主体が持ち寄る各々の強みである経営資源が、計画の中で具体的に示され、当該事業がそれらの組み合わせにより可能となったものであることが必要です。

4 支援内容



新連携事業の認定を目指そうと思ったら、まず地域力連携拠点(チームえびす)にご相談下さい。地域力連携拠点(チームえびす)では、新連携支援地域戦略会議(中小企業基盤整備機構四国支部)と連携し、認定までの相談や認定後のフォローアップなどを行います。

- | | |
|-------------|---|
| 補助金等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 連携規約作成・新商品開発・マーケティング等への補助金 ● マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス(ハンズオン支援事業) ● 中小企業基盤整備機構等による商談会やテストマーケティングショップへの優先出展 |
| 融資等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 政府系金融機関による低利融資 ● 高度化融資 |
| 税制 | ● 信用保証の特例 |

